

個人情報保護と共同生活のバランスをとるために 考えてみましょう 「名簿」のこと

特集
feature

目的別に作成したい、3種類の名簿

管理組合が作成する名簿には、その対象や目的によって ① 組合員名簿 ② 居住者名簿 ③ 要援護者名簿の3種類があります。それぞれ利用目的が違いますから、名簿に載せる内容も違います。小規模なマンションでは、ひとつの名簿でも間に合うかもしれません、名簿の使いまわしは目的外の利用につながることもありますから、用途に合わせて別々に作成する方がよいでしょう。

①組合員名簿 ▶組合員=区分所有者の情報が記載されたもの

総会の招集、管理費等の請求といった管理組合を運営するうえで、どうしても必要です。ほとんどのマンションの場合、管理規約で作成が義務づけられているはずです。組合員名簿には、氏名のほか、総会案内等を送付する住所、緊急時に連絡が取れる電話番号、メールアドレスも登録をしたいものです。また、共有名義になっている場合、多くの管理組合では代表者1人を届出しているようですが、共有者が誰か分からず、管理組合の運営に支障がでることもあります。共有者の氏名や住所は登記簿にも記載されていますから、組合員名簿にも載せるようにしてください。

②居住者名簿 ▶居住者の情報が記載されたもの

賃借人も含め実際にマンションに住んでいる人を掲載するもので、居住者が留守の間に事故が起きたときや、一人住まいの人が病気になり親族に連絡をするなどに必要です。マンション外の緊急時の連絡先も出来るだけ記載します。防災用の名簿を兼ねるときには、世帯主だけでなく同居している家族全員を載せる必要もあります。家族構成が変わることもありますから、定期的に更新をします。管理規約で入居届の提出を義務づけているはずですから、入居時に必ず提出してもらいましょう。

③要援護者(要支援者)名簿 ▶災害時に援護等が必要な者の情報が記載されたもの

災害が発生した時等に備えて、支援が必要な人を予め把握しておくために作成します。本人や家族の申し出により掲載するようにします。本人の名前だけでなくマンション外の親族等の連絡先も載せるようにしましょう。災害発生時にどのような援護や支援が必要になるのか、特に配慮する必要があることなどを記載しておけば役に立ちます。一人住まいのお年寄りが増える傾向にありますから、マンションの実情に応じて整備することを検討してください。

種類	掲載する人	利用目的	作成義務
①組合員名簿	区分所有者(全員)	総会の招集 管理費の徴収 等	管理組合法人:法律による義務が有ります その他の法定の義務はありませんが 管理組合運営に必要です
②居住者名簿	実際に居住している人	建物や設備の管理 コミュニティ形成・維持 災害等の緊急時の連絡 等	管理組合や自治会等の判断で作成します (入居届の提出義務はあります)
③要援護者名簿	災害時に援護や 支援が必要な人	災害時の救護 災害に備えた計画の策定 等	管理組合や自治会等の判断で作成します

名簿のルールと管理

管理組合などで名簿について問題になるのは、利用目的を理解できても管理が行き届かず、目的外に使用されることや情報が漏えいすることへの心配があるからです。その一方で名簿を金庫に厳重に保管し、鍵を理事長だけが持つことにしたため、イザというときに役に立たなかったということもあります。

区分所有者や居住者の皆さん、安心して名簿づくりに協力できるようにするために、名簿について話し合い、みんなが納得できるルールづくりが必要です。

ルールをつくるときは、名簿の使用目的、掲載する内容、名簿の保管場所、保管責任者、閲覧を認める場合の条件等を話し合い、管理組合の場合は使用細則として総会で議決するようしましょう。

名簿をパソコンで管理する場合

パソコンで名簿を管理する場合は、コピーや情報流出を防ぐ必要があります。名簿を管理するパソコンはインターネットに接続していない専用パソコンとし、パスワード等で情報をしっかりと管理するようにしてください。



要援護者名簿は、 了解のとれた方の分だけでも作成

名簿づくりについて話をしても意見がまとまらないこともあります。居住者名簿や要援護者名簿の場合は、まず協力できる人の分だけで作成する方法もあります。特に要援護者名簿は、どうしても必要な方のためにも早目に作成をしたいものです。

また、同じマンションに住んでいて姓(苗字)も分からぬといふのは困ります。せめて住戸番号と姓だけを記載した程度のものは居住者の皆さんのが共有できるようにしたいものです。

○個人情報保護法と管理組合

区分所有者や居住者が5,000人未満の管理組合は、個人情報保護法の適用対象にはなりませんが、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という法の趣旨にそって、個人情報を慎重かつ適正に扱う必要があります。

○公益財団法人マンション管理センター

公益財団法人マンション管理センターは、管理組合が作成する名簿に関連する法律等の状況、名簿の取扱い細則の策定に向けて考慮すべき事項と策定方法等をまとめた「マンション管理組合で作成する名簿の取扱いに関する細則について」を作成、配布しています。

定 價: 1,080円(税込・送料 92円)
問い合わせ: Tel 03-3222-1535

○命のバトン

千代田区では65歳以上の希望者に、緊急時に必要な情報を正確に伝えるための記録用紙を入れる「救急医療情報キット」(命のバトン)を無料で配布しています。要援護者名簿に配布済かどうかを記載しておくと緊急時に役に立ちます。

問い合わせ: Tel 03-3233-3223

アンケート はがきから

マンションサポートちよだ17号では、読者の皆さんにマンションと地域の交流についてお聞きしました。「マンションと地域の交流は必要だと思いますか?」という質問の結果は以下の通りでした。
①必要…93% ②必要ではない…0% ③どちらとも思わない…7%
このうち、必要に〇印をつけた方のご意見をいくつか拾って、下記にまとめました。

○災害などがあった際にはマンションも戸建も関係なく、助け合いが必要だと思う。
○老人・子供の遠くからの見守りなど、お互いに日頃からの交流が必要。
○近所に誰が住んでいるかわからないと安否確認もできない。
○互いに知り合っている人が周りに住んでいると心強いと思う。
○住んでいる人を把握できるし、助け合える。
○防災等で協力できればと思う。
○防犯や防災も良いし、子供やお年寄りの交流もできると生活が楽しくなるから。

○年一回でも住民や地域と触れ合えるイベントなどあってもいいのではと思うが、場所的にオフィス街なので難しいかもしれないと思う。
○マンションでクリスマスの行事がないので、町会であるうれしい。
○四番町会では、国立劇場での催しやバースツアーや、お祭りなど非常に多岐にわたるイベントがあり楽しみにしている。

○区内では再開発が多いので情報交流などが必要不可欠。
○新聞には載らないような日常生活・防犯に必要な情報がつかめるので、掲示板だけでも読む習慣をつくる。

○役員になった時などや義務的に参加する機会があると、その「良さ」を体感できる。
○より住みよくするためには、地域の方々と交流を持たないと孤立してしまう。
○何かの時に協力しやすい。挨拶ぐらいはし合いたい。町内の行事が唯一の交流場所。

○長く住むのであれば、地域との関係は大切である。
○地域を活性化するためにも、お互いの交流は必要だと思う。
○地元が遠いので、地域との交流があれば、何かあった時にお互い助けられると思う。
○行事に参加することにより、地域が身近に感じられ、知り合いも増えます。
○マンション住民も地域の一員であり、町会に加入し地域の活動に参加する必要がこれからさらに求められると思う。
○地域とより近い関係をもって文化や歴史の共有、地域の安全や人とのかかわりを大切にしたいため。

アンケートのお願い

今後、紙面の内容等で参考とさせていただきますので、ご協力ください。

まちみらい千代田の業務についてのご意見やご要望もお聞かせください。

回答者の中から抽選で30名様に、下記の商品を差し上げます。

抽選で30名様

図書カード (500円分)



プレゼントの締め切り

5月 29日(金)到着分迄

※当選は商品の発送をもってかえさせて頂きます
※商品は予告なく変更になる場合があります

第20号 アンケートのお願い

あてはまるものに〇をつけて下さい。

名簿について伺います。

①マンション内で名簿を作っていますか。

はい いいえ

②【はいと答えた方】それはどんな名簿ですか。

組合員名簿 居住者名簿 要援護者名簿 その他

③【その他と答えた方】それはどんな名簿ですか。

()

④【いいえと答えた方】名簿は必要ですか、それとも要りませんか。

必要 必要ない

⑤その他名簿についてなんでもお聞かせ下さい。